

## 新型コロナウイルス感染症に係る医療体制堅持のための財政措置を求める意見書

神奈川県では、今般の新型コロナウイルス感染症への対策として、いわゆる「神奈川モデル」を立ち上げ、これに多くの医療機関が参加しており、茅ヶ崎市立病院においても、この「神奈川モデル」の高度医療機関、重点医療機関協力病院に認定され、感染者を受け入れるなど県の取り組みに協力しているところであるが、各医療機関においては、感染者受け入れの有無にかかわらず、外来・入院患者ともに大幅に減少し経営状況は著しく悪化している状況にある。

また、診療報酬については、感染者を受け入れている医療機関に対して、病床整備や感染リスクへの対策など多くの費用が必要になっていることに一定の配慮があるものの、疑似症の患者を受け入れざるを得ない医療機関についても同様に配慮が必要である。

今般、経営状況の悪化等により医療崩壊の危険性が高まっている多くの医療機関に対し、診療報酬上の様々な配慮や第2次補正予算における医療体制支援の交付金の拡充はあったが、まだまだ十分な支援といえるか疑問である。

よって、政府におかれては、各地域における医療体制を継続するために、次の事項について実現されるよう要望する。

- 1 感染者受け入れの有無にかかわらず、感染者の本人負担は据え置きつつ、入院基本料、初診・再診料及び外来診察料について、一定期間2倍程度にするなど、大幅な増額をすること。
- 2 感染者及び疑似症者の入院や院内感染防止策として行った休床・休棟の措置などで大幅に収入が減少した医療機関、また、全国的な受診控えなどによって大幅に収入が減少した医療機関に対して、前年度の医療収入を基準とした診療報酬の概算請求を認めること。
- 3 新型コロナウイルス感染症への対応が求められる間について、医療従事者等の医療法、診療報酬上の配置基準の緩和措置を継続すること。
- 4 新型コロナウイルス感染症にかかるPCR検査体制の拡充のため、地域外来やPCR検査センター運営に従事する医師等の休業補償等を考慮し、地方の負担が生じない財政措置をさらに行うこと。
- 5 医療機関の倒産などにより地域医療に支障が生じることのないよう、医療機関に対する持続化給付金を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月30日

内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣 } あて

茅ヶ崎市議会